

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	水産部	漁政課	H23.5.20	県産冷凍すり身の新たな製法とその利用法の開発	1,450,000	長崎市京泊3-16-33 長崎蒲鉾水産加工業協同組合 組合長 石橋 道康	本業務は、原料魚の種類別適性や鮮度を管理し、品質に与える影響の比較検討が必要であるため、冷凍すり身技術の保有、ねり製品製造にわたる一貫した製造ラインを保有することが条件となる。長崎蒲鉾水産加工業協同組合は、このような条件を満たす、県内唯一の団体であるため一者随契とした。	第167条の2 第1項 第2号
2	水産部	資源管理課	H23.4.1	平成23年度長崎県栽培漁業センター種苗生産及び施設管理等事業委託	210,200,000	佐世保市小佐々町矢岳168 株式会社長崎県漁業公社 代表取締役社長 藤井 健	水産資源が減少するなか、栽培漁業を推進し、資源の維持、回復を図るため地域の栽培漁業推進協議会や漁協に対し健全な種苗や新魚種を大量かつ安定的に供給する必要がある。このためセンターが計画している多種、大量の種苗生産を一括して行い、併せて適切に種苗生産施設の維持管理を行っていくには、十分な生産実績や技術水準、実施体制を必要とする。 (株)長崎県漁業公社は昭和38年に県内の沿岸漁業振興に寄与する目的で、県、漁連、信連、漁協等が出資する株式会社として発足し、昭和53年のセンター設立当初より当業務を受託している。このことから、業務内容を熟知していると共に、当該施設を利用して多種の種苗生産を安定して実施してきた実績がある。県の施策を実用化し得る技術水準や業務体制を有している県下最大の種苗生産機関であり、他に比類する者がいない。 また、当業務は年間を通して継続されるもので、受託者は同センター内に常駐する必要があり、通常の単年度契約で執行できる業務ではない。さらに、当該業務の種苗生産量や魚種は毎年度変化することから、長期継続契約をできる業務でもない。このことから当該業務は一般的な競争入札に付すべきものではない。	第167条の2 第1項 第2号
3	水産部	資源管理課	H23.4.1	平成23年度漁獲管理情報処理システム保守・整備業務委託	1,310,400	長崎市大黒町9-22 大興電子通信株式会社九州支店 長崎営業所 所長 沖田 和郎	本システムは、漁獲可能量の適正な管理を行う目的で、県内の漁協、産地魚市場から漁獲情報を収集するために県の委託事業において大興電子通信(株)が開発したものである。本システムを保守するにあたって、システム障害になった場合、TAC委託業務に支障を来さないよう迅速に対応できる業者はシステムを開発し、プログラミングを熟知している同業者の他にないため、他と競争できず相手方が特定される。また、システムの著作権は同社が保有しており、他社に委託する場合にはその著作権の売買も伴うため、現状よりも予算額が増加することは明らかである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	水産部	資源管理課	H23.4.1	平成23年度新漁業 管理方式推進事業に かかる漁獲可能量(T AC)管理委託業務	6,700,000	長崎市京泊3-3-1 長崎県旋網漁業協同組合 代表理事組合長 柏木 哲	TAC(漁獲可能量)の適正な管理を行うためには、TAC対象魚種の漁獲・水揚情報の迅速かつ的確な把握、TAC制度の普及・啓発・指導等が必要であり、県内各地の産地市場や漁協にTACシステムを搭載したパソコンを設置し、報告体制を整備している。システムの運用には、専門的知識が必要であり、また管理漁協の数が多いことから、TAC対象魚種の漁獲量の9割をしめる中型まき網漁業者で構成する長崎県旋網漁業協同組合に委託した方が円滑に運用できる。また同漁協はまき網漁業に関する知識が豊富なことから、TAC制度の普及指導が容易なため、他と競争できず相手方が特定される。また、情報収集業務を県内の一般企業等に委託した場合、受託者が旋網組合等に情報収集する事務費等が加算され、現状よりも予算額が増加することは明らかである。	第167条の2 第1項 第2号
5	水産部	資源管理課	H23.4.28	平成23年度タイラギ 漁業対策事業委託業 務	4,000,000	諫早市小長井町小川原浦499 タイラギ漁業対策事業受託共同 体 代表者 小長井町漁業協同組合代表理 事組合長 新宮隆	この業務は、諫早湾及び有明海において、タイラギ等の害敵であるトビエイの駆除を行うものであり、事業の実施にあたっては当該地域においてタイラギ漁業者の所属する漁協がタイラギ等の生息状況及びなるトビエイの生態に関する知見を持ち事業遂行に相当であると判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
6	水産部	資源管理課	H23.4.1	平成23年度有明海 漁業振興技術開発事 業に係るタイラギ移植 試験委託業務	1,500,000	諫早市小長井町小川原浦499 小長井町漁業協同組合代表理 事組合長 新宮隆	県では、有明海における漁業振興を図るため、平成21年度から、有明海特産魚介類について、海域特性に応じた種苗量産・育成技術の確立、放流技術の確立、生育環境の改善等を一体的に行うことにより、効果的な増養殖技術の開発に取り組む「有明海漁業振興技術開発事業」を実施することとしている。 本業務は、当該事業の一環として、諫早湾におけるタイラギの増殖技術を開発するため、湾内に生息する天然稚貝を、小長井町漁協が享有する共同漁業権内のアサリ漁場縁辺部等、貧酸素水塊等の影響を受けにくい場所に移植し、移植後の成長、生残状況等を把握するための試験を委託するものである。 従って、委託先としては、タイラギ漁業の経験と技術を有するとともに、移植漁場の特性を把握している、共同漁業権の管理者である小長井町漁協に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	水産部	資源管理課	H23.4.1	平成23年度有明海 漁業振興技術開発事 業に係るタイラギ移植 試験委託業務	1,500,000	雲仙市瑞穂町西郷庚496-1 瑞穂漁業協同組合代表理事組 合長 石田徳春	<p>県では、有明海における漁業振興を図るため、平成21年度から、有明海特産魚介類について、海域特性に応じた種苗量産・育成技術の確立、放流技術の確立、生育環境の改善等を一体的に行うことにより、効果的な増養殖技術の開発に取り組む「有明海漁業振興技術開発事業」を実施することとしている。</p> <p>本業務は、当該事業の一環として、諫早湾におけるタイラギの増殖技術を開発するため、湾内に生息する天然稚貝を、瑞穂漁協が享有する共同漁業権内のアサリ漁場縁辺部等、貧酸素水塊等の影響を受けにくい場所に移植し、移植後の成長、生残状況等を把握するための試験を委託するものである。</p> <p>従って、委託先としては、タイラギ漁業の経験と技術を有するとともに、移植漁場の特性を把握している、共同漁業権の管理者である瑞穂漁協に限定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号
8	水産部	資源管理課	H23.4.1	平成23年度有明海 漁業振興技術開発事 業に係るタイラギ移植 試験委託業務	1,500,000	雲仙市国見町土黒甲2番地1 国見漁業協同組合 代表理事 組合長 酒井八洲仁	<p>県では、有明海における漁業振興を図るため、平成21年度から、有明海特産魚介類について、海域特性に応じた種苗量産・育成技術の確立、放流技術の確立、生育環境の改善等を一体的に行うことにより、効果的な増養殖技術の開発に取り組む「有明海漁業振興技術開発事業」を実施することとしている。</p> <p>本業務は、当該事業の一環として、諫早湾におけるタイラギの増殖技術を開発するため、湾内に生息する天然稚貝を、国見漁協が享有する共同漁業権内のアサリ漁場縁辺部等、貧酸素水塊等の影響を受けにくい場所に移植し、移植後の成長、生残状況等を把握するための試験を委託するものである。</p> <p>従って、委託先としては、タイラギ漁業の経験と技術を有するとともに、移植漁場の特性を把握している、共同漁業権の管理者である国見漁協に限定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	水産部	資源管理課	H23.4.1	平成23年度有明海漁業振興技術開発事業に係るガザミ等中間育成技術開発委託業務	14,000,000	島原市霊南2-16-21 島原漁業協同組合 代表理事 組合長 北浦守金	<p>県では、平成21年度から、国及び関係県と連携し、有明海における漁業振興を図るため、有明海特産魚介類について、海域特性に応じた種苗量産・育成技術の確立、放流技術の確立、生育環境の改善等を一体的に行うことにより、効果的な増養殖技術を開発に取り組む「有明海漁業振興技術開発事業(国庫補助事業)」を実施している。</p> <p>本業務は、当該事業の一環として、放流技術開発に取り組むガザミ、ホシガレイ、オニオコゼについて、高い放流効果が期待できる大型種苗を安定的に確保するために、総合水産試験場で生産したシタビラメ、メイタガレイの種苗については、全長10cmサイズまで育成する技術を開発するために、中間育成技術開発を委託するものである。</p> <p>委託先には、栽培漁業に係る技術と経験を有していること、また、中間技術開発を行うための施設利用が可能なこと、さらに、養殖業の経験を持ち人工種苗の育成に係る高い技術と経験を有することが求められる。</p> <p>本県有明海沿岸において、これらの条件を満たす団体は、有明海栽培漁業推進協議会の構成員として長年栽培漁業を実践しており、かつ、島原市が所有している陸上水槽の管理主体として、トラフグ養殖業を営んでいる島原漁協に限定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号
10	水産部	資源管理課	H23.4.1	平成23年度大中型まき網・以西底びき網漁業船員等確保事業	3,639,000	長崎市筑後町7-11 丸福漁業株式会社 代表取締役 宮崎孝一	<p>本委託は、雇用創出を図るため、一定期間の研修を実施させるものであり、研修事業が実施可能な漁業会社ということで、委託先が限定される。</p> <p>なお、国の緊急雇用創出事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。</p>	第167条の2 第1項 第2号
11	水産部	資源管理課	H23.4.1	平成23年度大中型まき網漁業振興対策・以西底びき網漁業再生事業	3,827,000	長崎市筑後町7-11 丸福漁業株式会社 代表取締役 宮崎孝一	<p>大中型まき網漁業の振興に向けた新たな取組実施可能な漁業会社であり、委託先が限定される。</p> <p>なお、国のふるさと雇用再生特別基金事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	水産部	資源管理課	H23.4.1	平成24年度大中型まき網漁業振興対策・以西底びき網漁業再生事業	6,781,000	長崎市京泊3丁目3番1号 長崎県旋網漁業協同組合 代表理事組合長 柏木哲	県内のまき網漁業会社で組織する組合であり、各漁業会社の指導・調整が可能な県内唯一の団体であり、相手方が限定される。なお、国のふるさと雇用再生特別基金事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項 第2号
13	水産部	資源管理課	H23.4.13	平成23年度大中型まき網・以西底びき網漁業船員等確保事業	2,637,000	南松浦郡新上五島町奈良尾郷359 まるの漁業株式会社 代表取締役 野村俊郎	本委託は、雇用創出を図るため、一定期間の研修を実施させるものであり、研修事業が実施可能な漁業会社ということで、委託先が限定される。なお、国の緊急雇用創出事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項 第2号
14	水産部	資源管理課	H23.4.1	平成23年度大中型まき網漁業振興対策・以西底びき網漁業再生事業	7,318,000	五島市平蔵町1460番地 海興水産株式会社 代表取締役 中村栄治	大中型まき網漁業の振興に向けた新たな取組実施可能な漁業会社であり、委託先が限定される。なお、国のふるさと雇用再生特別基金事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項 第2号
15	水産部	資源管理課	H23.5.18	平成23年度有明海漁業振興技術開発事業にかかるクルマエビ放流等効果調査委託業務	1,534,000	島原市霊南二丁目16番地21 有明海栽培漁業推進協議会	県では、平成21年度から平成23年度まで、国及び関係県と連携し、有明海における漁業振興を図るため、有明海特産魚介類について、海域特性に応じた種苗量産・育成技術の確立、放流技術の確立、生育環境の改善等を一体的に行うことにより、効果的な増養殖技術の開発に取り組む「有明海漁業振興技術開発事業(国庫補助事業)」を実施している。本業務は、当該事業の一環として、有明海沿岸4県が共同で標識放流するクルマエビの放流効果調査に係る業務を委託するものである。従って、委託先としては、有明海において栽培漁業を実践し、クルマエビ放流効果調査の技術と経験を有する有明海栽培漁業推進協議会に限定される。	第167条の2第1 項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	水産部	資源管理課	H23.4.1	平成23年度有明海漁業振興技術開発事業に係るタイラギ海面垂下式養殖技術開発委託業務	18,000,000	長崎市多以良町1551-8 独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所 所長 馬場徳寿	<p>県では、平成21年度から、国及び関係県と連携し、有明海における漁業振興を図るため、有明海特産魚介類について、海域特性に応じた種苗量産・育成技術の確立、放流技術の確立、生育環境の改善等を一体的に行うことにより、効果的な増養殖技術の開発に取り組む「有明海漁業振興技術開発事業(国庫補助事業)」を実施している。</p> <p>本業務は、当該事業の一環として、有明海特産の二枚貝であり、資源状況が激減しているタイラギについて、近年、基礎的な技術開発が進んでいる海面垂下式養殖技術の実用化に取り組むものである。</p> <p>委託先には、タイラギ養殖に係る基礎的な技術を有していること、また、タイラギ養殖は、海洋環境の影響を受けるため、養殖漁場の環境特性を十分に把握していることが求められる。</p> <p>(独)水産総合研究センター西海区水産研究所は、平成18年度から平成20年度まで実施した農林水産省農林水産技術会議の「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業:大型二枚貝タイラギの環境浄化型養殖技術の開発」の中核研究機関として、本県水産試験場等と共同で、タイラギの養殖技術開発に取り組み、これまでに、「海洋生物の付着防御器具」や「タイラギを垂下養殖するための養殖用器具」等、タイラギ養殖に係る基礎技術の特許出願を行うとともに、有明海の漁場環境に関する包括的な調査実績を有している唯一の機関である。</p> <p>このため、本業務を効果的かつ効率的に遂行するための相手方は、(独)水産総合研究センター西海区水産研究所一者に特定される。</p>	第167条の2第1項 第2号
17	水産部	資源管理課	H23.6.6	有明海特産魚介類生息環境調査に係る貧酸素対策調査業務委託	89,985,000	諫早市小長井町小川原浦499 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮隆喜	<p>本業務は、貧酸素水塊が発生する諫早湾において、貧酸素対策の基礎資料となる水流等による躍層の抑制や底質環境の改善状況を把握する目的で実施する必要がある。</p> <p>重要なことは、漁場環境を見ながら素早く効果的に業務を遂行することであり、諫早湾の海底地形・底質・潮流等に関する情報に精通するとともに、地域調整能力並びに特殊な知識、技術力が求められる。</p> <p>このことを踏まえ、特殊な知識、技術に基づく視点から考えられる水流等による躍層の抑制や底質環境の改善手法についてプロポーザル方式により広く公募し、目的を遂行するための効果的な手法を提案した提案者と本業務の随意契約を行うこととした。</p>	第167条の2第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	水産部	資源管理課	H23.6.27	平成23年度漁場環境 美化推進事業	4,150,000	長崎市五島町2番27号 長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長 川端勲	有明海及び周辺海域において海面等の清掃を行うものであり、清掃は海域内に所属する漁協及び漁業者が協力し実施するが、対象海域には多数の漁協があり、広域的かつ機能的に事業を実施するために、県内漁協の上部団体である長崎県漁業協同組合連合会に委託する。	第167条の2第1項 第2号
19	水産部	資源管理課	H23.7.6	有明海特産魚介類生 息環境調査に係るア サリ生息密度の違い がアサリ生残に及ぼ す影響調査及び貧酸 素改善効果調査業務	1,307,250	諫早市小長井町小川原浦499 番地 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮隆喜	本業務において、アサリ生息密度の違いや貧酸素対策調査業務によってもたらされる高濃度酸素水等によるアサリや魚介類の生残に及ぼす影響を効果的に把握するためには、調査地域の地形、底質、潮汐、潮流、アサリや各種魚介類の生態等に関する情報に精通し、かつ、熟知していることが求められる。 この条件に適合するのは、アサリや各種魚介類の生態及び漁場環境を熟知するとともに、アサリの堀上げやアサリの移植作業及び各種漁法にも精通し、効率よく作業を行う技術を有する、調査地域で各種漁業を長年行っている漁業者である。 また、アサリの調査地域は区画漁業権内であり、かつ、各種漁業が営まれる共同漁業権内であるため、区画漁業権及び共同漁業権を管理する小長井町漁協の協力が重要である。 よって、当該調査地域で漁業を営んでいる漁業者が所属し、さらに当該調査地域の区画漁業権及び共同漁業権を管理する小長井町漁業協同組合は、当該事業の円滑かつ確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体であることから、小長井町漁業協同組合と本業務の随意契約を行うこととした。	第167条の2第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	水産部	資源管理課	H23.7.8	有明海特産魚介類生態環境調査に係る国見地区アサリ着底促進効果調査業務	1,750,350	雲仙市国見町土黒甲2番地1 国見漁業協同組合 代表理事組合長 酒井八洲仁	<p>本業務において、漁場へのアサリの着底促進状況を効果的に把握するためには、調査地域の地形、底質、潮汐、潮流やアサリの生態等に関する情報に精通し、かつ、熟知していることが求められる。</p> <p>この条件に適合するのは、アサリの生態や調査地域の漁場環境やアサリの生息場所を熟知し、併せて、アサリの採取作業にも精通し、効率よく作業を行う技術を有する、調査地域でアサリの漁獲を長年行っている漁業者である。</p> <p>また、調査地域がある共同漁業権を管理する国見漁業協同組合の協力が重要である。</p> <p>このような点から、当該調査地域でアサリを漁獲する漁業者が所属し、さらに、当該調査地域の共同漁業権を管理する国見漁業協同組合は、当該事業の円滑かつ確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体である。</p> <p>さらに、当地区における本調査業務の取組や結果については、今後、当地区でのアサリ資源の増殖につなげていく必要があり、業務を実施することにより、地元漁業者及び漁協の取組を促すことができることから、国見漁業協同組合と本業務の随意契約を行うこととした。</p>	第167条の2第1項 第2号
21	水産部	資源管理課	H23.7.8	有明海特産魚介類生態環境調査に係る瑞穂地区アサリ着底促進効果調査業務	1,210,650	雲仙市瑞穂西郷庚496-1 瑞穂漁業協同組合 代表理事組合長 石田徳春	<p>本業務において、漁場に杭や覆砂等によるアサリの着底促進効果を効果的に把握するためには、調査地域の地形、底質、潮汐、潮流やアサリの生態等に関する情報に精通し、かつ、熟知していることが求められる。</p> <p>この条件に適合するのは、アサリの生態や調査地域の漁場環境やアサリの生息場所を熟知しているとともに、アサリの採取作業にも精通し、効率よく作業を行う技術を有する、調査地域でアサリの漁獲を長年行っている漁業者である。</p> <p>また、調査地域がある共同漁業権を管理する瑞穂漁協の協力が重要である。</p> <p>このような点から、当該調査地域でアサリを漁獲する漁業者が所属し、さらに当該調査地域の共同漁業権を管理する瑞穂漁業協同組合は、当該事業の円滑かつ確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体である。</p> <p>さらに、当地区における本調査業務の取組や結果については、今後、当地区でのアサリ資源の増殖につなげていく必要があり、業務を実施することにより、地元漁業者及び漁協の取組を促すことができることから、瑞穂漁業協同組合と本業務の随意契約を行うこととした。</p>	第167条の2第1項 第2号



番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	水産部	資源管理課	H23.6.17	平成23年度磯焼け対策モデル事業大島試験	5,439,420	西海市大島町1325-107 西海大崎漁業協同組合	本件管理業務の実施には、当該海域の海底地形・食害生物の生息場所等に関する海況に精通し、潜水作業に熟練していることが求められるが、当該条件に適合するのは周辺海域を主漁場とする採介藻漁業者及び潜水漁業者等である。また、効率的な作業実施のためには、多数の潜水作業員等が組織的に対応することが必要である。これらの点において、当該地域の採介藻漁業者及び潜水漁業者が所属する西海大崎漁業協同組合は、当該業務の円滑かつ確実・迅速な遂行、適切な施工管理を行い得る唯一無二の団体であることから、同漁協と随意契約とする。	第167条の2第1項第2号
23	水産部	資源管理課	H23.9.22	漁業権管理システム導入業務	2,310,000	長崎市大黒町9-22大久保大黒ビル8F 株式会社パスコ長崎支店	本件事業により導入を図る「漁業権管理システム」は、株式会社パスコが既存のGISシステム(ESRI社製。商品名Arc-GIS。県庁内の土木・建設関係部局や水産試験場等の研究機関、国の水産研究所等でも広く使用)を基盤に、漁業権漁場図や免許書等の各種図面・帳票を、同一の情報(データベース)から作成出来るよう構築したシステムであり、九州内でも福岡県、熊本県、鹿児島県、宮崎県の水産部局において既に使用されている製品である。 ただし、漁業権の免許権限を有する都道府県水産部局のみが対象の特殊な製品であるため、一般に市販されているものではなく、パスコ社からの直接購入以外に購入できるルートはない。 また、他社に同等品の新規開発を委託することについては、価格の想定や、性能、信頼性、納期等の確保が難しく、他県での使用実績を通じて改良が加えられてきた当システムの導入が、最も適当である。	第167条の2第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	水産部	資源管理課	H23.9.7	平成23年度有明海沿岸地区水産環境整備工事	69,930,000	諫早市小長井町小川原浦499番地 南北高海区漁業協同組合長会	<p>本事業では、生産力の低下した海域の海底を、漁船により桁網を用いて効率的に耕耘する必要がある。</p> <p>このためには、当該海域の海底地形・底質・潮流等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。</p> <p>上記条件に適合するのは、有明海の沿海漁業協同組合に属する底曳き網漁業者等であるが、実施箇所の面積が広く、多数の漁業者あるいは漁協に業務を委託する必要が生じるため、施工管理に多大な労力を要し、また事業の実施精度に不均衡が生じる恐れがある。</p> <p>この点において、有明海の沿海漁業協同組合で構成された「南北高海区漁業協同組合長会」は、構成員が当該漁船を所有し、円滑、確実、迅速な業務の遂行が図られる唯一無二の団体であることから、同団体と本業務の随意契約を行う。</p>	第167条の2第1項第2号
25	水産部	資源管理課	H23.11.1	平成23年度大中型まき網・以西底びき網漁業船員等確保事業	1,100,000	長崎市鳴滝2丁目7番18号 東洋漁業株式会社 代表取締役 金子岩久	<p>本委託は、雇用創出を図るため、一定期間の研修を実施させるものであり、研修事業が実施可能な漁業会社ということで委託先が限定される。</p> <p>なお、国の緊急雇用創出事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。</p>	第167条の2第1項第1号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	水産部	資源管理課	H24.1.11	有明海特産魚介生息環境調査に係る島原有明地区漁場環境改善効果把握調査業務委託	10,938,900	島原市霊南2-16-21 島原漁業協同組合	<p>本業務において、漁場に貝殻粉末散布や攪拌により底質改善効果を効果的に把握するためには、調査地域の地形、底質、潮汐、潮流やそこで漁獲される底生生物の生態等に関する情報に精通し、かつ、熟知していることが求められる。この条件に適合するのは、調査地域の漁場環境や底生生物の漁獲作業にも精通し、効率よく作業を行う技術を有する、調査地域で漁業を長年行っている漁業者である。</p> <p>また、調査地域がある共同漁業権を管理する島原漁業協同組合の協力が重要となってくる。</p> <p>このような点から、当該調査地域で様々な底生生物を漁獲する漁業者が所属し、さらに、当該調査地域の共同漁業権を管理する島原漁業協同組合は、当該事業の円滑かつ確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体である。</p> <p>さらに、当地区における本調査業務の取組や結果については、今後、当地区での底生生物の資源回復につなげていく必要があり、業務を実施することにより、地元漁業者及び漁協の取組を促すことができることから、同漁協と本業務の随意契約を行うこととした。</p>	第167条の2第1項 第2号
27	水産部	資源管理課	H24.3.1	磯焼けモデル対策地区対策事業に係る藻場調査及びウニ駆除業務委託	3,181,500	長崎市宿町721番地1 有限会社崎陽潜水	<p>磯焼けモデル対策地区対策事業は、藻場の回復や造成を行うことを目的とし平成23年度から5年間実施することとしている。そこで、大島地区を当該事業のモデル地区として実施しているところであるが、当該地区では植食性動物であるウニ類が高密度かつ広範囲に生息しており、藻場回復の主要な阻害要因となっている。このため、本事業を行う上で、「ウニ駆除」は必要不可欠な作業である。なお、作業においては、出現するウニの種別の駆除数を把握する必要があり、その同定が求められていること、また、作業の効率を図るためには、駆除作業に熟練していることは勿論、種毎の生息水深、底質、潮流などの生息環境の特徴を把握していること、種によっては棘に毒を有しており取り扱いに注意を要すること等、潜水技術のみならずウニの生態に関する高度な知識が求められている。また、藻場の回復や造成を行うにあたり、調査漁場の環境を分析、評価する能力が求められる。</p> <p>このような条件を満たすダイバーを有するのは、県内では(有)崎陽潜水一者のみであることから、本事業を遂行できるのは、(有)崎陽潜水一者に限られる。</p>	第167条の2第1 項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	水産部	漁業取締室	H23.4.1	平成23年度漁業取締用航空機借り上げ料	昼間運航1時間/セスナ172型 68,000円 夜間運航1時間/セスナ172型 126,000円	佐賀県佐賀市川副町大字犬井道9476番地188 エス・ジー・シー佐賀航空株式会社 代表取締役 中山 光吉	当社は、長崎県内で唯一航空漁業取締業務の実績を有し、昼間・夜間における同事業を円滑に実施でき、また、長崎空港に事務所を設置し、航空機も長崎空港を基地とするため緊急出動などの対応が可能であり、円滑な漁業取締業務が期待できるため。	167条の2第1項 第2号
29	水産部	漁業取締室	H23.4.1	平成23年度指導用海岸局無線業務委託	6,000,000	長崎市柿泊町2496 社団法人 長崎県漁業無線協会 会長 川端 一廣	当協会は、漁業指導用海岸局として無線業務を実施できるだけの技術、施設、体制を有する県下唯一の無線局であるため。	167条の2第1項 第2号
30	水産部	漁業取締室	H23.10.25	長崎県漁業取締船建造工事監督業務委託	6,447,000	横浜市都筑区北山田5-7-4-503 有限会社木原高速艇研究所 代表取締役 木原 和之	建造工事監督業務は、建造工事仕様書に基づいた確かな施工と円滑な進捗を図るために、関係法令及び設計内容に精通し、併せて船舶建造に関する豊富な経験、実績を要する技術者でなければならない。(有)木原高速艇研究所は当該船舶の設計及び建設工事仕様書の作成者であり、他に設計内容に精通した者はいない。	167条の2第1項 第2号
31	水産部	水産振興課	H23.4.1	平成23年度長崎魚市場のセリ場衛生管理事業	7,402,000	長崎市京泊町3丁目3番1号 一般社団法人 長崎魚市場協会 会長理事 柏木 哲	一般社団法人長崎魚市場協会は、定款で会員相互の綿密な連絡と協調により、長崎魚市場の積極的な利用を促進し、併せて魚食普及に努めることにより、県民の蛋白食糧の安定供給と魚食生活の改善、向上に寄与することを目的とすること、事業として魚市場の管理運営に関するを行うと規定している。 従って、この事業を実施できるのは、一般社団法人長崎魚市場協会の他にはなく、平成22年度に引き続いて事業継続の必要があることから、業務委託を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
32	水産部	水産振興課	H23.4.1	平成23年度ながさき県産魚消費拡大促進事業	31,160,000	長崎市京泊町3丁目3番1号 長崎魚類仲卸協同組合 理事長 下村 英俊	当事業は、平成21年度において、「ふるさと雇用再生特別基金」を活用した企画提案型事業として民間企業等からの提案を受け、県の選考を経て応募者へ業務委託を行ったが、引き続き事業継続の必要があることから、当該応募者へ業務委託を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
33	水産部	水産振興課	H23.4.1	長崎県地方卸売市場長崎魚市場の管理運営に関する業務及び事務委託	77,004,900	長崎市京泊3丁目3番1号 (一社)長崎魚市場協会 会長理事 柏木 哲	市場内に事務所を設置して当該業務を遂行できる団体としては、市場の適切な管理運営に関する事業などを目的として設立された法人で、自主的に市場全体の秩序維持に取り組んでいる一般社団法人長崎魚市場協会以外にない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
34	水産部	水産振興課	H23.4.1	長崎魚市場監視業務委託	15,913,800	長崎市京泊3丁目3番1号 長崎魚市(株) 代表取締役社長 中山士朗	長崎魚市(株)は、長崎魚市場における唯一の卸売業者で、市場内に社屋を構え、市場業務及び施設・機器を熟知しており、24時間365日の監視業務が可能であるとともに、施設・機器の異常を即時に発見し、復旧についても即応でき、市場業務に支障をきたさない監視体制が確保できる業者は他にいない。	第167条の2 第1項 第2号
35	水産部	水産振興課	H23.4.1	長崎県地方卸売市場 長崎魚市場卸売場棟 施設修繕業務委託	8,652,210	長崎市京泊3丁目3番1号 長崎魚市(株) 代表取締役社長 中山士朗	長崎魚市(株)は、長崎魚市場における唯一の卸売業者であり、卸売場棟の使用することから、卸売場棟、隣接する活魚センター及び関連機器等を十分に熟知しノウハウの蓄積があることに加え、県が直接実施する場合と同等の方法、内容で、設計、発注、監督、検査を行う体制が整っており、契約の相手方としては当社をおいて他にはいない。	第167条の2 第1項 第2号
36	水産部	水産振興課	H23.4.1	長崎県地方卸売市場 長崎魚市場統計年報 作成業務委託	1,638,000	長崎市京泊3丁目3番1号 長崎魚市(株) 代表取締役社長 中山士朗	長崎魚市場の統計年報を作成するため、長崎魚市場の水揚げ・取扱量等の基礎資料のとりまとめと、データ作成及び年報の印刷を一括して行う業務であり、長崎魚市場の業務について充分熟知し、高度な能力・知識・経験を要することから、長崎魚市(株)の他には本業務を行うことはできない。	第167条の2 第1項 第2号
37	水産部	水産振興課	H23.5.16	平成23年度高付加価値 養殖技術開発事業 にかかるクエ種苗生 産業務	8,000,000	佐世保市小佐々町矢岳168 長崎県種苗生産研究会 代表 株式会社 長崎県漁業公社 代 表取締役常務 粟戸忠幸	本委託は、民間種苗生産施設におけるクエの種苗生産技術の実証を異なった民間施設等で実施し、データの収集、課題の抽出、技術の改良等を行いながら、本県における民間レベルでのクエの種苗生産技術の確立を目指すものであることから、本委託を適切に遂行できる者としては、新魚種等の種苗生産技術の確立と県内養殖業者への安定供給を図ることを目的に県内全種苗生産業者15社で組織された「長崎県種苗生産研究会」以外にないため、当団体1者との随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
38	水産部	水産振興課	H23.6.1	平成23年度高付加価値 養殖技術開発事業 にかかるクロマグロ種 苗生産業務	3,000,000	佐世保市小佐々町矢岳168 長崎県種苗生産研究会 代表 株式会社 長崎県漁業公社 代 表取締役常務 粟戸忠幸	本委託は、民間種苗生産施設におけるクロマグロの種苗生産技術の実証を異なった民間施設等で実施し、データの収集、課題の抽出、技術の改良等を行いながら、本県における民間レベルでのクロマグロの種苗生産技術の確立を目指すものであることから、本委託を適切に遂行できる者としては、新魚種等の種苗生産技術の確立と県内養殖業者への安定供給を図ることを目的に県内全種苗生産業者15社で組織された「長崎県種苗生産研究会」以外にないため、当団体1者との随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
39	水産部	水産振興課	H23.6.27	漁業でつなぐ震災支援事業	4,870,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2789-4 宇久小値賀漁業協同組合 代表理事組合長 小西藤司	当事業は、東日本大震災による被災者の受入を事業の対象としており、長崎県の沿海漁業協同組合に対して、被災者の受け入れの可否について意向を調査したところ、唯一宇久小値賀漁業協同組合が受入を受諾したため、同組合に業務委託をおこなう。	第167条の2 第1項 第2号
40	水産部	水産振興課	H23.11.7	平成23年度高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ養殖試験業務	4,000,000	有限会社三建商事 長崎市三川町1221-13 代表取締役 鶴崎 貞治	本県における民間レベルでのクエ養殖技術の確立を目指すものであることから マハタ等のハタ類の養殖事業の経験が豊富で飼育管理が行き届いており、養殖技術が高いこと。水温制御できる陸上養殖施設を整備しており、成長、生残、疾病等に関する養殖データを把握して適切に報告する能力を有すること。平成24年度クエ養殖試験に意欲的であることが条件であり、これまでの養殖事業の実績等を考慮し、(有)三建商事との随意契約としている。	第167条の2 第1項 第2号
41	水産部	水産振興課	H24.2.1	平成23年度高付加価値養殖技術開発事業にかかる早期採卵トラフグ養殖試験業務	1,200,000	株式会社長崎高島水産センター 代表取締役 多良 敏男	本業務は、本県における民間レベルでの早期採卵トラフグ養殖技術の確立を目指すもので、当該魚種の成長、生残等に関するデータを収集することが目的である。現在、県内において、トラフグの養殖技術が高く、水温制御できる陸上養殖施設を整備している業者は、株式会社長崎高島水産センターしかなく、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
42	水産部	水産振興課	H23.8.15	平成23年度高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ中間育成試験業務	3,500,000	長崎市鳴滝2丁目7番18号 金子産業株式会社 代表取締役 高月守	本県における民間レベルでのクロマグロの中間育成技術の確立を目指すものであることから クロマグロ人工種苗の中間育成の実績(自社若しくは関連会社)があること。クロマグロの養殖事業の経験が豊富で飼育管理が行き届いており、養殖技術が高いこと。遊泳中のクロマグロの体長、体重等を測定できる魚体測定カメラを整備しており、成長、生残、飼育経費等に関する養殖データを把握して適切に報告する能力を有すること。総合水産試験場及び県内種苗生産機関において種苗生産されたクロマグロの稚魚を用いること。クロマグロ人工種苗の中間育成試験に意欲的であることが条件であり、また、本県のクロマグロ養殖が離島部を中心に広域的に行われている実態等を考慮し、輸送距離や海域特性等が及ぼす影響を把握するため、県北(壱岐含む)地域における委託先として、金子産業(株)との随意契約にしている。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
43	水産部	水産振興課	H23.8.15	平成23年度高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ中間育成試験業務	3,500,000	対馬市美津島町尾崎783番地2 株式会社みつしま水産 代表取締役社長 吉田孝幸	本県における民間レベルでのクロマグロの中間育成技術の確立を目指すものであることから、クロマグロ人工種苗の中間育成の実績(自社若しくは関連会社)があること。クロマグロの養殖事業の経験が豊富で飼育管理が行き届いており、養殖技術が高いこと。遊泳中のクロマグロの体長、体重等を測定できる魚体測定カメラを整備しており、成長、生残、飼育経費等に関する養殖データを把握して適切に報告する能力を有すること。総合水産試験場及び県内種苗生産機関において種苗生産されたクロマグロの稚魚を用いること。クロマグロ人工種苗の中間育成試験に意欲的であることが条件であり、また、本県のクロマグロ養殖が離島部を中心に広域的に行われている実態等を考慮し、輸送距離や海域特性等が及ぼす影響を把握するため、五島地域における委託先として、(株)みつしま水産との随意契約にしている。	第167条の2 第1項 第2号
44	水産部	水産加工・流通室	H23.4.1	長崎産水産加工品生産・販売体制強化事業	13,246,000	長崎市多以良町1551-4 社団法人 長崎県水産加工振興協会	当事業では、県内の水産加工原料を県内加工業者へ適正に供給するとともに、消費者ニーズに対応した商品開発のための消費者動向の把握と加工業者への情報提供、さらには、長崎産原料を利用したすり身等の生産技術開発、未・低利用魚の商品開発を行うこととしている。これに対応できる団体は、水産加工業関係者の県内統一組織として設立され、生産から流通まで総合的な知識を有しているとともに、県内の多くの加工業者を会員とする(社)長崎県水産加工振興協会の他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
45	水産部	水産加工・流通室	H23.4.1	ながさき発・旬鮮「しま育ち」ブランド情報発信委託事業	5,464,000	長崎市五島町2-27 長崎海産物販路拡大対策事業実行委員会	当事業では、本県の離島・半島で生産される水産物を「しま育ち」ブランドとして大都市の消費者に対し情報発信を行うとともに、消費者ニーズの把握を行うこととしており、具体的には築地場外にある県漁連東京直売所内にアンテナコーナーを設け、情報発信や商談を実施することとしている。これに対応できる団体は、県内の流通、加工、生産団体等で構成され、総合的な知識を有する長崎海産物販路拡大対策事業実行委員会の他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
46	水産部	水産加工・流通室	H23.4.1	ながさき県産魚消費拡大促進事業	22,575,000	佐世保市相浦町1563番地 佐世保魚市場もったいない協議会	当事業は、「ふるさと雇用再生特別基金」を活用した企画提案型事業として民間企業等から提案があったものであり、選考により県が応募者へ業務委託を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
47	水産部	水産加工・流通室	H23.4.1	地域水産物活用事業	7,700,000	平戸市生月町壱部浦168番地 <sup>2</sup> 生月漁業協同組合	当事業は、「ふるさと雇用再生特別基金」を活用した企画提案型事業として民間企業等から提案があったものであり、選考により県が応募者へ業務委託を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
48	水産部	水産加工・流通室	H23.4.1	島原半島の水産資源の有効活用と地域活性化及び雇用の創出事業	26,000,000	島原市湊新地町451番地 島原海産物加工組合	当事業は、「ふるさと雇用再生特別基金」を活用した企画提案型事業として民間企業等から提案があったものであり、選考により県が応募者へ業務委託を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
49	水産部	水産加工・流通室	H23.4.1	ながさき県産魚消費拡大促進事業	6,503,000	長崎市京泊3丁目3番1号 株式会社 ヤマス	当事業は、平成21年度において、「ふるさと雇用再生特別基金」を活用した企画提案型事業として民間企業等からの提案を受け、県の選考を経て応募者へ業務委託を行ったが、引き続き事業継続の必要があることから、当該応募者へ業務委託を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
50	水産部	水産加工・流通室	H23.4.1	ながさき水産加工品質強化推進事業	7,034,000	長崎市多以良町1551-4 社団法人 長崎県水産加工振興協会	本事業では平成「長崎俵物」認定基準の見直しに伴うブランドイメージの低下を防ぐとともに、消費者の食に対する安全・安心の高まりの中で、期限表示の厳格化等に対応するため、原料魚の脂質含量等の理化学的検査や安全・安心確保のための細菌検査、認定基準遵守のための表示・パッケージ指導等の衛生検査体制等の整備・強化を図ることとしている。 これに対応できる団体は、水産加工業関係者の県内統一組織として設立され、生産から流通まで総合的な知識を有しているとともに、平成「長崎俵物」の認定機関である(社)長崎県水産加工振興協会の他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
51	水産部	水産加工・流通室	H23.4.1	新長崎漁港地域活性化対策事業	70,792,000	長崎市三重町348-7 長崎漁師村(ごんあじの郷)運営協議会 会長 柏木 哲	本事業では、長崎魚市場を中核とした水産県長崎の最大拠点である新長崎漁港地域において、多種多様な地元産及び本県産水産物のPR、魚食普及の推進等の各種イベントを通じ、県民及び観光客に対し本県水産物の良さを積極的にPRすることにより、水産物の消費拡大と当該地域の活性化を図ることを目的としている。 これに対応できる団体は、当該地域における流通業者、水産加工業者、生産団体等で構成され、総合的な知識を有する長崎漁師村(ごんあじの郷)運営協議会の他にない。	第167条の2 第1項 第2号



番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
52	水産部	水産加工・流通室	H23.4.1	「長崎魚市場発」ブランド魚輸出拡大事業	5,200,000	長崎市京泊3丁目3番1号 長崎魚市株式会社	当事業は、徹底した衛生管理、ブランド管理を強化することで長崎魚市場発のブランド確立と輸出拡大、安定した出荷先の確保による本県産水産物の普及拡大を図ることを目的としている。これに対応できる団体は、積極的に輸出に取り組み、荷役用クレーンの設置や国内初のマグロ専用スチロール箱を導入するなど取組みの強化を図っている長崎魚市株式会社の他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
53	水産部	水産加工・流通室	H23.4.1	中国向け輸出水産食品検査体制維持委託事業	7,150,000	西彼杵郡長与町高田郷3640-3 社団法人長崎県食品衛生協会	中国向け水産食品の輸出について、平成22年4月に従来自治体が行っていた「衛生証明書」の発行業務が民間に移行され、輸出の都度、魚種毎に厳密な官能検査が義務付けられたことから、緊急雇用対策基金を活用し発行体制の整備を行い、国及び関係機関で協議・調整し、長崎魚市場において高度衛生管理体制を構築した。結果、昨年4月以降、(社)長崎県食品衛生協会が輸出の都度の官能検査を必要とせず証明書の発行を行っている。 他方、中国側は衛生管理体制に強い関心を持っており、適正な衛生管理を求めているところ、今後とも安定的に輸出を継続・拡大するためには、中国側から更なる信頼を得ることが必須である。このため、衛生証明書の発行や衛生管理体制維持のための現場確認等により総合的な衛生管理体制を維持し、水産物輸出の促進を図るものであり、県内でこれに対応できる機関は、県内唯一の証明書発行機関である(社)長崎県食品衛生協会の外にはない。	第167条の2 第1項 第2号
54	水産部	水産加工・流通室	H23.4.1	長崎空港俵物ショップ運営業務	7,000,000	長崎市多以良町1551-4 社団法人 長崎県水産加工振興協会	委託先は、平成「長崎俵物」の認定事業を実施している県下唯一の団体であり、商品情報に精通しPR活動に適している。 また、販売する品目は全県下の商品であり、これをカバーしている加工団体は委託先以外にはない。	第167条の2 第1項 第2号
55	水産部	水産加工・流通室	H23.6.1	水産加工震災支援ネットワーク事業	4,500,000	長崎市三京町646番地31 長崎漁港水産加工団地協同組合	当事業は、東日本大震災による被災者を対象としており、被災者の受け入れ希望があったのは、23の加工業者で組織する長崎漁港水産加工団地協同組合しかおらず、当該組合に業務委託を行う。	第167条の2 第1項 第2号
56	水産部	水産加工・流通室	H23.6.3	平成「長崎俵物」品質基準管理業務	1,000,000	長崎市多以良町1551-4 社団法人 長崎県水産加工振興協会	当事業は、長崎俵物認定基準により定められた品質等に関する事項の点検調査など高度な専門的知識が必要であり、(社)長崎県水産加工振興協会は本事業に精通した唯一の団体である。また、当事業は全県下を対象にしており、これに対応できる団体は(社)長崎県水産加工振興協会の他にない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
57	水産部	水産加工・流通室	H23.6.30	長崎県水産加工振興祭開催事業	2,440,000	長崎市多以良町1551-4 社団法人 長崎県水産加工振興協会	当事業における水産加工製品の品評会は全県下の水産加工業者を対象としており、出品物の品質等を審査するため、高度な専門的知識が必要である。これに対応できる団体は水産加工業者の県下統一組織として設立され、専門的知識を有している(社)長崎県水産加工振興協会の他にはいない。	第167条の2 第1項 第2号
58	水産部	水産加工・流通室	H23.7.29	Ge半導体食品・環境放射能測定システム購入	23,762,550	東京都台東区浅草橋4丁目19番8号浅草橋ビル キャンベラジャパン(株)	キャンベラジャパン(株)製の機器以外の機器は入手できない状況にあり、当該製品は他に販売している者がいない。	第167条の2 第1項 第2号
59	水産部	漁港漁場課	H23.5.25	広域漁場整備工事(設計・積算業務委託)	28,350,000	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は魚礁設置工事の設計、積算を行うものであるが、その遂行には、使用構造物に関する知識、設置予定海域の海洋学的特性に精通している必要がある。また、設計は使用構造物の決定に関わり、積算は予定価格の決定に関わるものであるため、公平性かつ情報管理が必要とされる業務である。 (社)水産土木建設技術センター長崎支所は、農林水産大臣の許可のもとに設立された公益法人であり、水産基盤整備事業に関する水産技術及び水産土木技術の専門知識を有する職員で構成され、これまでも本県周辺海域において多数の水産基盤整備事業に関する測量・調査・設計・積算業務を実施しており知識、経験を有している。また、設計・積算業務に関し公平性かつ情報管理が求められることから(社)水産土木建設技術センター長崎支所と随意契約するものである。	第167条の2 第1項 第2号
60	水産部	漁港漁場課	H23.6.8	西彼地区水域環境保全創造工事(測量・調査・設計・積算業務委託)	9,555,000	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は新規の藻場造成の実施に先立つ測量・調査・設計・積算を行うものであり、使用構造物に対する知識のみならず設置予定海域の生物学的・海洋学的特性及び藻場の特性に精通し、かつ、経験豊富なことが必須である。 (社)水産土木建設技術センター長崎支所は、農林水産大臣の許可のもとに設立された公益法人であり、水産基盤整備事業に関する水産技術及び水産土木技術の専門知識を有する職員で構成され、営利目的ではなく、かつ機密漏洩の心配もなく、これまでも本県周辺海域において多数の藻場造成事業に関する設計・積算業務を受託し、信頼性の高い業績を残していることから、本業務を効率的、効果的に実施できる唯一の機関である。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
61	水産部	漁港漁場課	H23.6.8	長崎北地区広域漁場整備工事(平戸北測量・調査・設計・積算業務委託)	19,215,000	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務はマタイ等の増殖場造成工事のための測量、調査、設計を行うものであるが、本工事は環境調査の結果により深浅測量の範囲の見直しの必要性が生じる可能性があるなど、その遂行には増殖場造成工事にかかる専門的知識・技術を有するだけでなく、設置予定海域の海洋学的・生物学的知見に加え、漁場としての特性にも精通し、総合的にとりまとめる能力が必要となるため、経験豊富なことが必須である。 以上の理由から、過去に県営の増殖場造成工事に関する多くの測量・調査・設計業務を受託し、信頼性の高い業績を残しており、効率的かつ正確な業務の遂行が期待できると共に従来からのデータの蓄積により本県海域の個々の特性を詳細に把握している唯一の機関である(社)水産土木建設技術センター長崎支所と随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
62	水産部	漁港漁場課	H23.6.17	平成23年度水産基盤整備事業効果調査業務委託	4,935,000	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	<p>&lt; 有明海海底耕うん調査 &gt; この業務は、水域環境保全事業(海底耕うん)実施後について、底質・底生生物の状況調査及び漁獲統計調査を行なうもので、調査の実施や結果の考察を行なうには、海洋特性・水産生物の生態についての専門的知識等が必要である。 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所は、海洋関係・水産生物の専門的知識を有する職員で構成された公益法人であり、本県の漁場造成事業に関する事前調査、魚礁の設計、効果調査など数多くの調査を手がけ信頼度の高い成果を上げている。また、有明海の養殖場における漁場改善事業の効果調査の実績がある。 また、当センターでは本県の漁場における生物生態的・水産土木技術的な数多くのデータ・知見を有しており、今回の底質・底生生物調査において海洋特性・水産生物の面からもそれぞれ関連づけて考察することが可能である。 当センターでは平成21、22年度に継続して有明海海底耕うん調査を実施しており、技術知識等に立脚した調査が可能であることや、調査方法、調査データの継続性の観点から、本調査を確実に遂行できるのは、社団法人水産土木建設技術センター長崎支所1者に限られる。</p> <p>&lt; 標本船調査 &gt; この業務は実際の操業位置及びそこにおける魚種別水揚量をGPSデータロガー及び水揚伝票を用いて把握し、さらに魚礁等設置位置情報と照合することにより魚礁等付近での生産効果を定量的に把握するものである。この業務を行なうには長期間のデータを蓄積できるGPSデータロガーを有し、それから得られたデータを基に操業判別を行なう高度な技術が必要である。社団法人水産土木建設技術センターは当技術を適用し、効率的に魚礁効果を解析することが可能なシステムを自社開発している。 H21年度には対馬において、H22年度には長崎西方において当システムを用いた調査を実施しており、的確な操業位置及びそこにおける魚種別漁獲量を明らかにした実績がある。 これらの実績および設備を有し、本調査を遂行できる技術を有し、かつ調査実績を有するのは、全国で社団法人水産土木建設技術センター長崎支所1者に限られる。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
63	水産部	漁港漁場課	H23.7.8	長崎県北部地区広域 漁場整備工事(対馬 西人工海底山脈測 量・調査・設計業務委 託)	35,857,500	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術セ ンター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は人工海底山脈造成工事の詳細測量、設 計業務を行うものであるが、その遂行には人工海 底山脈造成工事にかかる専門的知識、技術を有す るだけでなく、設置予定海域の海洋学・生物学的 知見を有し、かつ漁場としての特性に精通してい ることが必須である。 以上の理由から、過去に県営の5地区の人工海底 山脈造成工事に関する類似業務を受託遂行した実 績を有し、効率的かつ正確な業務の遂行が期待で けるとともに従来からのデータ蓄積により本県海域 の個々の特性を詳細に把握している唯一の機関で ある社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 と随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
64	水産部	漁港漁場課	H23.7.27	橘湾地区水域環境保 全創造工事(測量・調 査・設計・積算業務委 託)	9,240,000	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術セ ンター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は新規の藻場造成の実施に先立つ測量・調 査・設計・積算を行うものであり、使用構造物に対 する知識のみならず設置予定海域の生物学的・海洋 学的特性及び藻場の特性に精通し、かつ、経験豊 富なことが必須である。 (社)水産土木建設技術センター長崎支所は、農林 水産大臣の許可のもとに設立された公益法人であ り、水産基盤整備事業に関する水産技術及び水産 土木技術の専門知識を有する職員で構成され、営 利目的ではなく、かつ機密漏洩の心配もなく、これ までも本県周辺海域において多数の藻場造成事業 に関する設計・積算業務を受託し、信頼性の高い業 績を残していることから、本業務を効率的、効果的 に実施できる唯一の機関である。	第167条の2 第1項 第2号
65	水産部	漁港漁場課	H23.8.4	広域漁場整備工事 (施工管理業務委託)	55,650,000	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術セ ンター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務を行うには当該構造物についての豊富な知 識と経験、技術を有する必要があるが、このような 専門的知識、技術、経験を有し、国が「測量及び試 験費」の委託先としてあげるなど「水産基盤整備事 業などに精通し、構造設計、積算及び工事監督等 の技術業務を代行しうる公益法人等」に該当する機 関である社団法人水産土木建設技術センター長崎 支所と随意契約するものである。	167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
66	水産部	漁港漁場課	H23.8.29	広域漁場整備事業 (中層浮魚礁モニタリ ング調査業務)	8,242,500	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術セ ンター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	この業務を遂行するには漁場造成事業にかかる技術知識を有し、現在までの本県における事業(水産基盤整備事業、旧沿岸漁場整備開発事業)等の実績や経過等に関する知識が必要である。 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所は、漁場造成に関する水産技術及び水産土木技術の専門的知識を有する職員で構成された公益法人であり、本県の漁場造成事業に関する多くの調査業務を取り扱い、漁場造成にかかる事前調査、魚礁の設計、効果調査などについて信頼度の高い成果を上げている。 また、当センターでは本県の造成漁場における生物生態的及び土木技術的な数多くのデータを整備し活用できる体制を整えているため、従来の魚礁と中層型浮魚礁の効果の相違を検討することが可能である。現在、本県海域の漁場造成について豊富な技術知識を有し、その技術知識に立脚した調査が可能なのは、社団法人水産土木建設技術センター長崎支所1者に限られる。	167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
67	水産部	漁港漁場課	H23.11.15	広域漁場整備工事 (施工体制点検業務委託)	1,017,450	財団法人長崎県建設技術研究センター 大村市池田2丁目1311番3 理事長 中村 正	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の安全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適正な工事監督が求められている。</p> <p>施工体制点検業務は、その工事監督や品質確保等が適正に行なわれているか点検するもので、公益上の守秘性(個人情報)があり、業務遂行上、専門知識や資格、実績、行政経験などの必要能力を有していなければならない。</p> <p>県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること <ul style="list-style-type: none"> <li>発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること</li> <li>法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</li> </ul> </li> <li>品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等</li> </ul> </li> <li>「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること</li> <li>県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</li> <li>専門技術者を有した公益法人であり、昨年度、一昨年度の実績・経験を生かし、継続した施工体制点検が可能なおこと</li> </ol>	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号による。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
68	水産部	漁港漁場課	H23.12.13	長崎県北部地区広域 漁場整備工事(積算 業務委託)	1,407,000	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術セ ンター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は人工海底山脈造成工事の積算業務を行 うものであるが、その遂行には、人工海底山脈造成 工事にかかる専門的知識、技術、経験を有する必 要がある。また、積算結果は予定価格の決定にか かるものであるため、公平かつ厳正な情報管理が 必要とされる業務である。 (社)水産土木建設技術センター長崎支所は、農 林水産大臣の許可のもとに設立された公益法人で あり、情報管理に対する信頼性が高く、人工海底山 脈造成工事にかかる専門的知識、技術、経験を有 する県内唯一の機関である。	第167条の2 第1 項 第2号
69	水産部	漁港漁場課	H23.12.22	平成23年度長崎北 地区広域漁場整備工 事(台帳整備業務委 託)	11,235,000	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術セ ンター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は過去に県営工事で設置した魚礁施設を 適正かつ効率的に管理することを目的としている が、その遂行には魚礁造成工事における施工実 態、各魚礁の特性、調査の方法等について精通し ていることが必須である。また、魚礁位置確認調査 にあたっては、(社)水産土木建設技術センターが過 去に実施してきた調査で蓄積した位置情報(山たて 等の情報)を独自に有しており、調査が効率的に行 える。 また、本県が採用している魚礁管理システムは、 (社)水産土木建設技術センターが開発したシステ ムであり、県営工事で設置した魚礁の位置等のデー タは、魚礁管理システムに蓄積されており、これまで 蓄積されたデータを効率的に活用するため、開発元 にデータの更新を行ってもらう必要がある。 以上の理由から、調査実施当初から本業務を受 託し、かつ、多くの類似業務の実績を有し、効率的 かつ正確な業務の遂行が期待できる唯一の機関で ある(社)水産土木建設技術センター長崎支所と随 意契約するものである。	第167条の2 第1 項 第2号
70	水産部	漁港漁場課	H24.3.14	県北地区水域環境保 全創造工事(測量・調 査・設計・積算業務委 託)	5,649,000	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術セ ンター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は新規の藻場造成の実施に先立つ測量・調 査・設計・積算を行うものであり、使用構造物に対 する知識のみならず設置予定海域の生物学的・海洋 学的特性及び藻場の特性に精通し、かつ、経験豊 富なことが必須である。 (社)水産土木建設技術センター長崎支所は、農林 水産大臣の許可のもとに設立された公益法人で あり、水産基盤整備事業に関する水産技術及び水産 土木技術の専門知識を有する職員で構成され、営 利目的ではなく、かつ機密漏洩の心配もなく、これ までも本県周辺海域において多数の藻場造成事業 に関する設計・積算業務を受託し、信頼性の高い業 績を残していることから、本業務を効率的、効果的 に実施できる唯一の機関である。	第167条の2 第1項 第2号



番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
71	水産部	漁港漁場課	H24.3.14	長崎県北部地区広域 漁場整備工事(対馬 西工区 調査・施工管 理業務委託)	17,850,000	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術セ ンター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は人工海底山脈造成工事の施工実態等の 調査、施工管理を行うものであるが、従来の魚礁工 等と異なり、新たな工法に基づき実施するため、 ・施工管理には高度の海洋測量技術、造成予定 海域の海底地形等をはじめとする知見・技術の蓄 積が不可欠であること。 ・施工管理の委託先については水産庁部長通知 により「水産基盤整備事業などに精通し、構造計 算、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる 公益法人とする」旨規定されていること。 等の条件・課題に対応できることが前提となる。 以上の理由からこれらの条件を満たしかつ、過去 に類似業務を受託遂行した実績を有する機関は県 内では(社)水産土木建設技術センター長崎支所 のみである。	第167条の2 第1項 第2号
72	水産部	漁港漁場課	H24.3.14	水域環境保全創造工 事(測量・調査・設計・ 積算業務委託)	12,757,500	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術セ ンター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は新規の藻場造成の実施に先立つ測量・調 査・設計・積算を行うものであり、使用構造物に対 する知識のみならず設置予定海域の生物学的・海洋 学的特性及び藻場の特性に精通し、かつ、経験豊 富なことが必須である。 (社)水産土木建設技術センター長崎支所は、農林 水産大臣の許可のもとに設立された公益法人であ り、水産基盤整備事業に関する水産技術及び水産 土木技術の専門知識を有する職員で構成され、営 利目的ではなく、かつ機密漏洩の心配もなく、これ までも本県周辺海域において多数の藻場造成事業 に関する設計・積算業務を受託し、信頼性の高い業 績を残していることから、本業務を効率的、効果的 に実施できる唯一の機関である。	第167条の2 第1項 第2号
73	水産部	総合水産試験場	H23.4.1	長崎県総合水産試験 場魚介類等管理業務 委託	37,423,450	長崎市京泊3-3-1 (社)長崎魚市場協会 会長理事 柏木 哲	当該研究補助業務は、水産増養殖等の技術及び 管理に充分熟知した者が必要であり、長崎魚市場 協会は従来から実績がある。 また、研究補助員の確保は、地元の事情に詳しい 長崎魚市場協会に委託しなければ、極めて困難な状 況にある。 長崎魚市場協会は新長崎漁港の水産関連施設 の積極的な利用促進等を目的に設立された社団法 人であり、県等の公共団体の業務を受託することを 目的としている団体でもあるため、長崎魚市場協会 以外に適した相手方はいないと判断したものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
74	水産部	総合水産試験場	H23.4.1	長崎県総合水産試験場飼育設備(浮遊珪藻培養システム)保守点検業務委託	1,239,000	長崎市御船蔵町1-20 ヤンマー船用システム(株)九州営業部 長崎支店 支店長 井口 敏	<p>本件飼育設備は生き物が対象であることから、技術力やメーカーのサポート体制等が万全である業者でないと、万が一の場合、それまでの研究成果が台無しになる恐れがあるため、故障、事故等の不測の事態に迅速に対応できる信頼性の高い業者に委託する必要がある。</p> <p>その点、ヤンマー船用システム(株)は、当施設の計画段階から参画し、飼育設備のソフトウェアを含めたシステム全体の開発を行ったヤンマーディーゼル(株)の九州地区唯一の販売代理店であり(長崎地区の所管が長崎支店)、技術面のサポート及び製品保証体制が確立されており、機器の保守管理面において適切な対応が可能である。</p> <p>特に、本件において、浮遊珪藻培養システムの品質維持と管理が重要であるが、同社は交換部品について、メーカー純正部品を迅速かつ安定的に入手でき、メーカーの技術研修を受けた技術者によるメンテナンスを受けることができることから、緊急時において迅速に対応できる高い信頼性がある。</p> <p>以上のことから、同社に本件業務を委託することが最善であると判断したものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
75	水産部	総合水産試験場	H23.4.1	長崎県総合水産試験場自動制御機器定期保守点検業務委託	1,449,000	福岡県福岡市博多区冷泉町2-1 (株)山武ビルシステムカンパニー九州支店 支店長 石田 能久	<p>(株)山武ビルシステムカンパニーは、当場の中央管制装置及び自動制御機器の開発とその施工・調整等までを一貫して行っており、当場内の魚介類飼育水加温・冷却機器、空調設備等の熱源機器、中央管制装置(株)山武製)の設備全般にわたり細部に熟知している。</p> <p>この中央管制制御システム等は、飼育水槽の水温監視、飼育水の加温・冷却機器並びに空調設備等熱源機器の監視を行うもので、これらの設備等を維持管理する最重要部分であり、(株)山武独自開発のプログラムが実施され、高度かつ高性能な制御方式を有しており、これらの機能を発揮させる場合、(株)山武関係の業者以外では、技術的にシステムデータ等の取扱が困難である。</p> <p>よって、(株)山武関係の当業者以外に適した業者はいないと判断したものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
76	水産部	総合水産試験場	H23.4.1	長崎県総合水産試験場飼育設備(ポンプ関係)保守点検業務委託	8,799,000	長崎市文教町11-13 ㈱日本冷熱 代表取締役 前野 十一郎	<p>㈱日本冷熱は荏原製作所とJVを組み、当場内の飼育設備(取水・送水系統、各種ポンプ、ボイラー等)建設・設置工事を施工した実績があり、これら飼育設備全般の体系、特性等を熟知している。また、主要な飼育設備の製造メーカーである荏原グループの水産部門における県内唯一の代理店でもあり、製造メーカーによる技術支援及び独自の整備マニュアルの提供を受けることが可能であり、メーカー純正部品の調達にも支障がない。</p> <p>当該飼育設備には、紫外線殺菌装置やオゾン殺菌装置等の特殊設備もあり、海水の取水・送水系統設備は場内の基幹設備でもある。こうした特殊かつ重要な設備に事故等が発生した場合において、迅速かつ確実に対応できる能力を有し、また定期的な保守点検においても、満足できる施工能力を有している業者は㈱日本冷熱以外に適した業者はないと判断したものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
77	水産部	総合水産試験場	H23.4.1	長崎県総合水産試験場空調設備機器保守点検業務委託	2,251,200	福岡県福岡市博多区豊1-10-68 テクノ矢崎㈱ セールスエンジニア統括部 九州支店 支店長 金子 敏宏	<p>テクノ矢崎㈱は、本設備の設置業者である矢崎総業㈱の空調機器の保守点検を目的に設置された会社である。そのため、矢崎総業製品の保守管理の実績も豊富であり、保守点検のための技術を蓄積していること、矢崎総業製品の保守管理専門の唯一の業者であることから、管理面においても適切な診断、補修等が可能であり、他に適切な業者はないと判断したものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
78	水産部	総合水産試験場	H23.6.20	長崎県総合水産試験場セスナ機借上単価契約	68,000/時間 (税別)	佐賀県佐賀市川副町大字犬井道9476-188 エス・ジー・シー佐賀航空㈱ 代表取締役 中山 光吉	<p>長崎県内に事業所を設置し、洋上目視調査及び写真撮影等に適している航空機(セスナ機)を有しているのはエス・ジー・シー佐賀航空㈱のみである。</p> <p>また、エス・ジー・シー佐賀航空㈱は、長崎県内における漁業取締業務においてもセスナ機運航を行っており、県内空域に精通している。さらに調査では、中国や韓国との国境付近の洋上を飛行することとなるため、危険な海域での飛行に対応することも必要な条件である。</p> <p>このような条件を満たす業者は、九州内の各航空会社では他に見当たらないため、当社と1者随意契約したものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
79	水産部	総合水産試験場	H23.8.23	長崎県総合水産試験場自動制御機器修繕(水槽水廻り温度計(デジタル指示調節計)取替修繕)	1,795,500	福岡県福岡市博多区冷泉町2-1 株式会社山武ビルシステムカンパニー九州支店 支店長 石田 能久	株式会社山武ビルシステムカンパニーは各種中央制御装置及び自動制御機器の開発をはじめ、施工設置、調整、メンテナンスまでを一貫して行っている。本場内の魚介類飼育水加温・冷却設備類、空調設備等の熱源機器、中央管制装置は同社製で、これの一部品である今回取替対象の機器も当社製の部品である。 また、当社に委託してあるシステムの基幹に係る機器類は、山武純正品のみが適合するため、他社が受注することができず、受注したとしても、セットアップ、試運転確認などを行った際に正常に稼動することが困難である。 以上の理由により、当社と1者随契したものである。	第167条の2 第1項 第2号
80	水産部	総合水産試験場	H23.12.14	長崎県総合水産試験場自動制御機器修繕(水槽水廻り温度計取替修繕)(その2)	2,362,500	福岡県福岡市博多区冷泉町2-1 株式会社山武ビルシステムカンパニー九州支店 支店長 石田 能久	株式会社山武ビルシステムカンパニーは各種中央制御装置及び自動制御機器の開発をはじめ、施工設置、調整、メンテナンスまでを一貫して行っている。本場内の魚介類飼育水加温・冷却設備類、空調設備等の熱源機器、中央管制装置は同社製で、これの一部品である今回取替対象の機器も当社製の部品である。 また、当社に委託してあるシステムの基幹に係る機器類は、山武純正品のみが適合するため、他社が受注することができず、受注したとしても、セットアップ、試運転確認などを行った際に正常に稼動することが困難である。 以上の理由により、当社と1者随契したものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
81	水産部	総合水産試験場	H24.2.15	長崎県総合水産試験場海水取水管点検清掃業務委託	3,570,000	福岡県福岡市中央区長浜1-3-4 (株)東京久栄 福岡支店 常務取締役支店長 宮武 良幸	<p>本場の海水取水管は、延長348m水深約20mの位置に敷設してあり水中作業による水中の構造物や取水管設備に付着した海生生物の調査点検及び取水管の清掃を行うなど潜水作業を伴う特殊な専門技術を必要とする業務である。</p> <p>県内には、陸上の取放水管の点検清掃会社はいるが海底の海水取水管を取り扱う特殊技術(ポリピング工法)を有する専門業者はいない。</p> <p>当社は、取水管の設置計画段階から参画し、設備の設置業者でもあるなど現場及び設備の内容を熟知している。設置後も毎年、点検清掃業務を請け負ってきており保守点検については、部品の交換時期等の判断は他の業者では判断不可能である。</p> <p>また、海水はいつでも清浄なものが十分供給されるべきであり、事故等による給水ストップはあってはならないため、短時間で作業ができ安全で信頼できる業者が必要不可欠である。</p> <p>以上のことから、当社と1者随契したものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
82	水産部	総合水産試験場	H24.2.21	長崎県総合水産試験場自動制御機器修繕(水槽水廻り温度計取替修繕)(その3)	1,890,000	福岡県福岡市博多区冷泉町2-1 (株)山武ビルシステムカンパニー 九州支店 支店長 石田 能久	<p>(株)山武ビルシステムカンパニーは各種中央制御装置及び自動制御機器の開発をはじめ、施工設置、調整、メンテナンスまでを一貫して行っている。本場内の魚介類飼育水加温・冷却設備類、空調設備等の熱源機器、中央管制装置も同社製で、これの一部品である今回取替対象の機器も当社製の部品である。</p> <p>また、当社に委託してあるシステムの基幹に係る機器類は、山武純正品のみが適合するため、他社が受注することができず、受注したとしても、セットアップ、試運転確認などを行った際に正常に稼動することが困難である。</p> <p>以上の理由により、当社と1者随契したものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号